

流山市指定管理者制度の運用に関する指針

令和5年8月改正

はじめに

平成15年9月に施行された地方自治法の改正により、「公の施設」の管理運営について、従来の管理委託制度に代わって、指定管理者制度が創設された。

この制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、設けられた制度である。

また、平成16年8月31日には、流山市行財政改革審議会から「指定管理者制度の導入について積極的に導入を進めることが望ましい。」という答申をいただいたところである。

このような背景から、本市では、「公の施設」の利用者に対し、今まで以上の市民サービスの提供や効率的な施設運営を図るため、導入することにより、市が直営で管理運営を行う場合と同等、またはそれ以上のサービス水準が見込まれると判断される場合は、長中期的な経費を比較したうえで、導入の適否を判断していくものとする。この指針は、指定管理者制度の意義を踏まえ、本市における指定管理者制度の運用について、庁内的な共通理解と円滑な推進を図るためのものである。

1 指定管理者制度とは

(1) 地方自治法の改正

公の施設の管理について、その適正かつ効率的な運営を図ることを目的に、指定管理者制度を導入することができることとし、平成15年6月6日に、地方自治法の一部を改正する法律が成立し、同月13日に公布され、同年9月2日に施行された。

(2) 指定管理者制度の概要

公の施設の管理については、従来は地方自治体の出資法人等に限定して管理を委託（管理委託制度）することができたが、管理主体の範囲を民間事業者等にまで広げ、地方公共団体の指定を受けた指定管理者に管理を代行（指定管理者制度）させることにより、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的として、指定管理者制度が創設された。

管理委託制度と指定管理者制度の主な相違点は、次のとおりである。

指定管理者制度（改正後）	管理者委託制度（改正前）
地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」が管理を代行する。	地方公共団体の管理権限の下で具体的な管理の事務・業務を管理受託者が執行する。
管理を代行する団体についての制限はない。ただし、具体的な管理者を議会の議決を経て指定することになる。	受託団体は、公共団体（市町村等）、公共的団体（農協等）、地方公共団体の出資法人のうち一定要件を満たすものに限定される。
指定管理者も使用許可を行うことができる。	管理受託者は使用許可を行うことができない。

(3) 指定管理者が行える業務

指定管理者が行える業務は次のとおりである。

ア 利用者からの料金を自らの収入として受け取ることができる（利用料金制）。

イ 条例に定められた範囲（金額の範囲、算定方法等）の中で地方公共団体の承認を得て、自ら料金を設定することができる。

地方公共団体は、必要に応じて指示を行うことができる。

ウ 条例に定めることにより、使用許可を行うことができる。ただし、行政財産の目的外使用許可はできない。

(4) 管理の基準

指定管理者に公の施設を管理させる場合には、地方公共団体は、設置者の責任において、管理の基準や指定管理者の業務の範囲を条例で定める。

「休館日」、「開館時間」、「使用許可の基準」、「使用制限の要件」、「個人情報取り扱い」等、公の施設の適正な管理の観点から必要不可欠な基本的な条件を条例で定める。ただし、細目にわたる事項については規則に委任することができる。

(5) 業務の範囲

公の施設の維持管理等の範囲を、各施設の目的や態様等に応じて具体的に設定する。

(6) 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、いわゆる「請負」の関係ではなく、行政処分的一种である。したがって、地方自治法の契約に関する規定の適用はなく、「入札」の対象にはならない。

指定管理者は「法人その他の団体」であるため、個人は指定できない。ただし、法人格を持つ必要はない。

(7) 選定の手続

申請の方法や選定基準等は条例で定める。指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画を提出させ、選定基準（平等利用が

確保されていること、施設の効用を最大限に発揮できるものであること、管理経費の縮減が図られるものであること、施設管理を安定して行うことができること、物的かつ人的能力を保有していること等に照らし合わせ、最も適切かつ効率的な管理を行う者を選定することが必要である。

(8) 指定に当たっての議会の議決

指定管理者の指定に当たっては、議会の議決が必要である。議決すべき事項は、「管理を行わせる公の施設の名称」、「指定管理者となる団体の名称」、「指定の期間」等である。

(9) 協定等の締結

指定によって権限が生じるので、契約を結ぶ必要はない。ただし、管理に当たっての詳細な事項（事業報告書の提出期限、管理経費の額及び支払方法、物品の所有権の帰属等）については、相互の協議により定め、協定等を締結する。

(10) 事業報告書の提出

指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理業務に関し、事業報告書を提出する。

2 流山市の指定管理者制度への対応

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としたものである。

(1) 指定管理者制度導入についての基本的な考え方

ア 対象施設

指定管理者制度は、住民サービスの向上や行政コストの縮減等を図るものである。

導入することにより、市が直営で管理運営を行う場合と同等、またはそれ以上のサービス水準が見込まれると判断される場合は、長中期的な経費等を比較したうえで、導入の適否を判断していくものとする。

イ 導入の時期

新規の公の施設については、指定管理者制度導入の適否を個別検討し、可能な施設は積極的に導入するものとする。

既存の公の施設は、指定管理者制度導入の適否を検討し、可能な施設から逐次導入するものとする。

指定管理者制度導入の適否の検討は、検討基準により各部局が行う。その上で、さらに公平性、透明性を期すために後述の指定管理者選定委員会で審査を行う。

検討基準・審査基準は次のとおりである。

- ・市が直接管理しなくても実施可能か。
- ・市民サービスの向上が図られるか。
- ・コストの削減は可能か。
- ・職員の処遇は適切に対応できるか。
- ・受け皿となる団体はあるか。
- ・その他

ウ 条例の制定・改正

指定管理者制度を導入する場合には、条例で「指定の手続」、「指定管理者が行う管理の基準」、「指定管理者が行う業務の範囲及び内容」、「その他必要事項」を定める必要がある。

エ 指定の期間

指定管理者を指定する期間は、原則として5年間とする。ただし、当該施設の運営の状況により、特別な理由があるときは、相当の期間を指定することができる。

なお、新設施設において施設の供用開始前から指定管理者が施設の使用許可や利用料金収納事務等の準備行為を行う場合には、準備行為期間も指定管理期間に含めることができるが、当該施設の設置管理条例及び募集要項等でその旨を規定する必要がある。

その他、新設施設において、事前に特別な準備が必要である場合には、指定に関する議会の議決日以降、別に委託契約を締結する等の方法により実施することができる。

オ 利用料金制度

指定管理者制度では、指定管理者は利用料金を自らの収入として受け取ることや地方公共団体の承認を受けて、自らが利用料金を設定することができる。

この場合には、市長の承認が必要になるため、指定管理者が自由に利用料金を設定できるものではない。

本市では、利用料金制度を導入することが、公の施設利用者の市民サービスの向上や効果的・効率的な管理が図られると認められる場合には、原則として、利用料金制度を導入する。

(2) 指定管理者制度導入の手続

ア 公募の方法

(ア) 指定管理者の事業者(候補者)は、原則として公募によるものとし、広報ながれやま、流山市ホームページ等を活用することにより広く公募するものとする。ただし、公募に際しては、施設の目的や特性により、地域要件や団体を設定することができるものとする。

(イ) 複合施設における指定管理者は、原則として当該施設を一体的に管理できる事業者とする。

(ウ) 公募の内容(募集要項の作成)

条例及び規則に定めた指定管理者に係る管理の基準等を基に、実務上必要となる細目について検討し、その中で公募に際し周知すべき項目について、要項を整備する。

(エ) 当該公の施設の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないとき、又は次に掲げる場合は、公募を行わずに指定管理者を指定する。

a 現受託団体の実績等を評価し、引き続き指定管理者として指定することが合理的と認められる場合

b 専門的かつ高度な技術を有するものが客観的に特定される場合

c 施設の性格、規模及び機能により公募することが適当でないとして認められる場合

d 応募者がいない場合、又は、現時点で民間事業者による代替が困難であると考えられる場合

e 政策的な観点から、特定の団体を指定し管理運営させることが適当であると認められる場合

イ 公募期間

公募期間は原則として30日以上とする。ただし、公平性及び競争性の確保が可能と判断できる場合は、この限りでない。

ウ 公募対象等

(ア) 指定管理者とする対象は、法人その他の団体である。

(イ) 指定管理者が個々の維持管理業務（警備、清掃などのビルメンテナンス部分）を再委託することは可能であるが、管理に係る業務を一括して、さらに第三者に委託することはできない。

(3) 指定管理者の選定

ア 指定管理者選定委員会の設置

(ア) 指定管理者の選定には、要綱で「指定管理者選定委員会」を設置する。

(イ) 指定管理者選定委員会は、非公開方式で開催する。

(ウ) 指定管理者選定委員会は、次の委員をもって構成し、副市長を長とする。

なお、必要に応じて関係職員の出席を求めるものとする。

- ・ 副市長
- ・ 企画担当部長

- ・ 総務担当部長
- ・ 財政担当部長
- ・ 対象施設担当部長
- ・ その他必要に応じて学識経験のあるもの

イ 選定方法及び選定基準

(ア) 選定に際しては、市民の意見や利用者ニーズの把握に努める。

(イ) 選定における公平性を確保するため、予め選定の方法及び基準を公表する。選定の基準は次のとおりである。

- ・ 指定管理者の事業者(候補者)の安定性・継続性
- ・ 指定管理者の事業者(候補者)の透明性、公正性
- ・ 運営実績
- ・ 受託への意欲・熱意
- ・ 施設管理の安全性への配慮
- ・ 利用者への対応(待遇)
- ・ その他必要な事項

(ウ) 選定後も、選定過程における公開可能な情報は、極力、公表する。

ウ 選定の通知

候補者の選定及び議会の議決が終了し、指定管理者の指定を行うに当たっては、速やかにその結果を応募全団体に通知するものとする。

エ 協定の締結

事業報告書、事業計画書及び収支計画書の内容及び提出期限、支払方法、物品の帰属、減免の取扱、リスク管理・責任分担、事務引継、事業の継続が困難になった場合の措置、指定の取消など管理業務実施にあたっての詳細事項については、設置者と指定管理者との協議によって定め、協定を締結する必要がある。

本市では、指定管理者の候補者を決定したときには、事務事業の円滑な移行のため、仮協定を締結するものとする。

この仮協定は議会の議決を受けたときに本協定になる。

(4) 指定管理者の監督

ア 事業報告書の提出

指定管理者は市に対して、年度終了後30日以内に協定等に基づく事業報告書を提出しなければならない。

(ア) 管理業務の実施状況

(イ) 施設の利用状況(統計的なデータ、利用拒否など特記すべき事項)

(ウ) 料金収入の実績

(エ) 管理経費等の収支状況

(オ) その他、管理実態を把握するために必要な事項

イ 事業計画書及び収支計画書の提出

指定期間のうち、2年目以降における毎年度の詳細な事業計画書及び収支計画書については予算編成までに指定管理者と設置者が協議し確定させるものとする。

ウ 事業報告の確認及び評価

指定管理者制度による効果を検証するため、毎年度、事業報告の確認・評価は、指定管理者選定委員会で行う。

エ 指定管理者の指導

制度導入効果の検証・評価の結果に応じて、指定管理者に対し適切な指示等を行うものとする。

必要に応じて、仕様書等どおりに業務が行われているのか事業報告書を確認するほか、直接、施設に赴いての指導、管理状況の検査を行うものとする。